第三十九条第二項第二号ニ	又は受益者等の資格を有していないこと	の資格又は加入者の資格の有無についての当該事業主の証明書
第五十六条第一項第十二号	算入された期間	算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月
	事項	事項（当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る事項に限る。）

第四十八条第二項の表第十五条第一項第十二号の項を次のように改める。

第十五条第一項第十二号	法第五十四条の二第一項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第五十四条の二第一項
	算入された期間	算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月
	事項	事項（当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る事項に限る。）

第四十八条第二項の表に次のように加える。

第五十六条第一項第十二号	算入された期間	算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月
	事項	事項（当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る事項に限る。）

（国民年金基金規則の一部改正）

第三条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」の下に「・第三十五条の二」を加える。

第五条の次に次の六条を加える。

（吸収合併の認可の申請）

第五条の二　法第百三十七条の三第一項の規定による吸収合併の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　吸収合併をしようとする基金の名称及び加入員数

二　吸収合併存続基金の名称

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　吸収合併契約書の写し

二　認可の申請前一月以内現在における吸収合併をしようとする基金の財産目録及び貸借対照表並びに責任準備金の額の明細を示した書類

三　法第百三十七条の三の三の議決をした代議員会の議事録

3　吸収合併存続基金については、吸収合併に伴う規約変更の認可の申請は、吸収合併の認可の申請と同時に行わなければならない。

（法第百三十七条の三の二の厚生労働省令で定める事項）

第五条の三　法第百三十七条の三の二の厚生労働省令で定める事項は、吸収合併が効力を発生する予定年月日とする。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第五条の四　法第百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

（吸収分割の認可の申請）

第五条の五　法第百三十七条の三の七第一項の規定による吸収分割の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　吸収分割をしようとする基金の名称

二　吸収分割承継基金の名称及びその加入員となる者の数

三　吸収分割承継基金が承継する権利義務の限度

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　吸収分割契約書の写し

二　認可の申請前一月以内現在における吸収分割をしようとする基金の財産目録及び貸借対照表並びに責任準備金の額の明細を示した書類

三　法第百三十七条の三の九の議決をした代議員会の議事録

3　吸収分割承継基金については、吸収分割に伴う規約変更の認可の申請は、吸収分割の認可の申請と同時に行わなければならない。

（法第百三十七条の三の八第三号の厚生労働省令で定める事項）

第五条の六　法第百三十七条の三の八第三号の厚生労働省令で定める事項は、吸収分割が効力を発生する予定年月日とする。

（財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法）

第五条の七　法第百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

第六条に次の二項を加える。

2　第五条の二第一項の申請は、吸収合併存続基金を管轄する地方厚生局長等を経由して行うものとする。

3　第五条の五第一項の申請は、吸収分割承継基金を管轄する地方厚生局長等を経由して行うものとする。

第七条第二項第三号中「みなされる者」の下に「（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）」を加え、「同条第一項第二号」を「同号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（在外邦人による加入の申出）

第七条の二　法附則第五条第十三項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申出書を、法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第三号に掲げる者に限る。）が、住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出することによって行わなければならない。

2　前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。

一　前条第二項第二号に掲げる書類

二　法附則第五条第一項第三号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類

第二十二条第一項に次の一号を加える。

七　法第五十二条の二の死亡一時金の支給を受け、又は受けようとする場合はその旨

第二十二条第二項に次の一号を加える。

五　法第五十二条の二の死亡一時金の支給を受けている場合にあっては、当該死亡一時金の支給を受けていることを明らかにすることができる書類